

広報 箕輪町のすがた

2008 No.14

“箕輪の今”を毎月お届けします。平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。75歳以上の方は現在加入している医療保険を抜けて後期高齢者医療制度に加入することになります。

今回の箕輪町のすがたは3月22日(土)掲載予定です。

(図1) 後期高齢者医療制度の財源内訳

窓口負担分	
高齢者の保険料 1割	公費 約5割 国：県：市町村 = 4：1：1
後期高齢者支援金 (若年者の保険料) 約4割	

(図2) 保険料のしくみ

均等割額 35,787円	+	所得割額 前年中の総所得金額 -基礎控除額(33万円) × 所得割率 6.53%	=	一人当たりの保険料

後期高齢者医療制度は医療制度改革のひとつです。老人医療費を中心に、国民全体の医療費が増え続けているため、新しい高齢者の医療制度を創り、世代間での負担を明確にし、公平で分かりやすくするための独立した医療制度です。都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営主体(保険者)となります。長野県は「長野県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

新制度では七十五歳以上(六十五歳以上の一定の障がいのある方を含む)の被保険者全員が運営費の一割を保険料として負担します。(社会保険等の被扶養者であった方も保険料を新たに負担することになります。)また、七十四歳までの方が給付の約四割を支援金として負担します。(図1)

後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度が始まります。

住民説明会開催

町では夜間と昼間、町内全十五地区を回り、医療制度改革についての住民説明会を開催しました。関心が高く約千三百人の方に参加していただきました。説明会で出された主な質問を紹介します。



Q 保険料は一人ひとりにかかるのですか？

A 国民健康保険税は加入者一人ひとりに課税されていますが、納税義務者は世帯主となっています。後期高齢者医療制度の保険料も一人ひとりに課税され、個人納税義務者となります。

Q 夫婦で国保に加入しているが、夫だけ後期高齢者医療制度に加入した場合はどうなるのか？

A ご主人は後期高齢者医療制度に加入、奥さんは国保に加入となり、別々の保険になります。保険証も別々になります。

Q 後期高齢者医療制度に加入する場合の手続きは？

A 加入の手続きは必要ありません。対象者に保険証を送付いたします。

保険料について

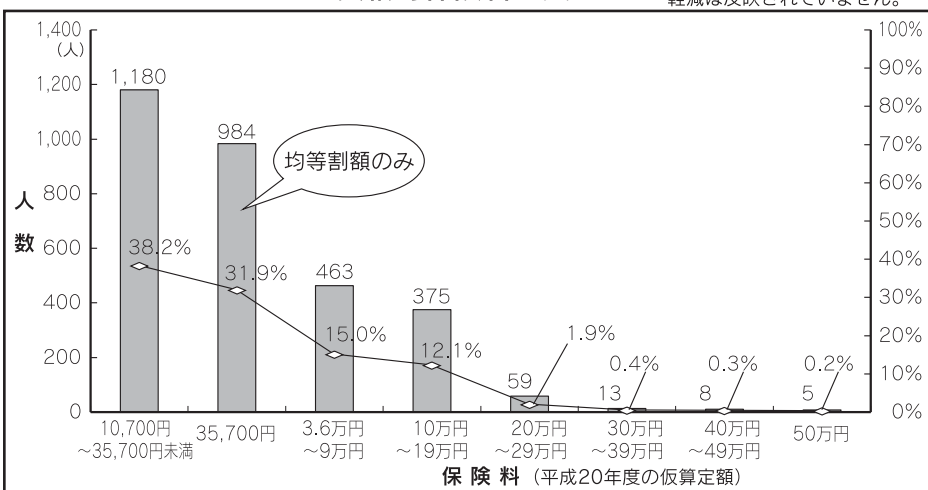
後期高齢者の保険料は均等割額(一人ひとり均等にかかる額)と所得割額(所得に応じてかかる額)を合計したもので、個人ごとに計算されます。所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって七割、五割、二割が軽減されます。

また、制度移行直前に社会保険などの扶養であった方は、二年間所得割がかからず、均等割額が五割軽減されます。さらに特例措置として平成二十年四月から九月までの半年間は保険料はかからず、十月から平成二十一年三月までの半年間は均等割額が九割軽減(千七百円)されます。

保険料の実態

箕輪町保険料の実態

※社会保険等の扶養であった方の軽減は反映されていません。



国保税は19年度課税の試算であり、あくまでも参考例です。

世帯の状況	国保税試算(年額)	納期・金額(世帯ごと) ※10回払い	後期高齢者医療制度保険料(年額)	納期・金額 ※年金からの特別徴収6回払い
A世帯(独り暮らし) A男さん 年金収入153万円	16,000円	第1期 7,000円 第2~10期 1,000円	▶ 10,700円 (△5,300円)	第1~3期 1,700円 第4期 2,000円 第5~6期 1,800円
B世帯(二人暮らし) B男さん 年金収入168万円 B子さん 年金収入100万円	21,700円 12,000円	第1期 6,700円 第2~10期 3,000円	▶ 20,500円 (△1,200円) ▶ 10,700円 (△1,200円)	第1~3期 3,400円 第4期 3,500円 第5~6期 3,400円 第1~3期 1,700円 第4期 2,000円 第5~6期 1,800円
C世帯(二人暮らし) C男さん 年金収入280万円 C子さん 年金収入70万円	112,500円 30,000円	第1期 16,500円 第2~10期 14,000円	▶ 118,700円 (+6,200円) ▶ 35,700円 (+5,700円)	第1~3期 19,700円 第4期 20,000円 第5~6期 19,800円 第1~3期 5,900円 第4~6期 6,000円
世帯の状況	社会保険料	後期高齢者医療制度保険料(年額)		
社会保険の被扶養者	0円	▶ 1,700円 (+1,700円)		
社会保険の被保険者本人	社会保険の被保険者本人だった方は、保険料の半分が事業主負担だったため、新制度では保険料が上がる場合があります。			

後期高齢者医療制度や保険料に関するご質問等は、お気軽にお問い合わせください。

保健福祉課 国保老健係
お問い合わせ先
電話 79-3111(内線136137)

町ホームページ
<http://www.town.minowa.nagano.jp/>

Eメールアドレス
minowa@town.minowa.nagano.jp

携帯電話用ホームページ
<http://www.town.minowa.nagano.jp/mobile/>

町からのお知らせや身近な話題など…
ぜひご覧ください。

○「MINOWAもみじチャンネル」

- ICT箕輪専用チャンネル(放送日/毎週土~火曜日) アナログ29ch・デジタル512ch
- ICT1チャンネル(放送日/毎週土・日曜日)

※この紙面に関するお問い合わせは
総務課広報係まで
電話 0265-79-3111(内線450)
FAX 0265-79-0230
E-mail kouhou@town.minowa.nagano.jp



箕輪町